

森林法による手続きについて



森林の取得や伐採の際には、森林法によって手続き が必要となる場合があります。

- 対売買や相続、譲与等により森林を新たに取得した方 森林の伐採を予定している方
- ※どちらも個人か法人かを問わず対象になります。

■【森林の取得】

土地の所有者となった日から90日以内

【森林の伐採】

- ①1 ha以下…伐採届:伐採90日前から30日前まで
- ② 1 ha超え…林地開発許可申請:伐採60日前まで
- ※太陽光発電設備の設置を目的とした0.5ha 超えの開 発行為は林地開発許可申請の対象となります。
- ※書類の審査等の都合上、余裕を持って届出ください。」
- ※手続きが必要かどうかについては問合せ先へご確認 ください。

問産業振興課 Ⅲ(57)4151

新しい「こども医療費受給資格者証」 を使用してください!

令和5年4月から「こども医療費受給資格者証」が 新しくなりました。栃木県内の医療機関を受診する際 は、令和5年4月1日以降に発行された受給資格者証 を使用してください。(以前からご在住の方には、令 和5年3月に新しいものを送付しました)

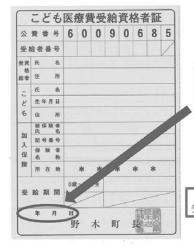
令和5年3月31日以前に発行された古いものをお 持ちの方は破棄していただくようお願いします。

新しいものがお手元にない場合は、本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証など)をお持ちの上、I 住民課で再発行のお手続きをお願いします。

こども医療費受給資格者証のお願い

現在使えるのは2種類です。

- ◎ (新しい) 桃色 (0歳~小学生)
- ◎うすだいだい色(中学生~高校生)



桃色の受給資格者証の 新旧の見分け方

発行日が <u>令和5年4月1日以降</u> しい受給資格者証で

以前の受給資格者証は、取り違 いを防ぐために、捨てていただ くようお願いいたします。

オレンジ色・紫色の 受給資格者証は使えません!

問住民課 \square (57)4141

学校支援ボランティアの募集



学校の教育活動について地域の力を生かすため、 登下校の見守り等のボランティアを募集します。ぜひ ご協力ください。

- 申所定の様式(町HP・問合せ先窓口・各小中学校に設置) に必要事項を記入の上、小中学校またはこども教育課 へご提出ください。
- ※詳細は上記QRをご確認ください。
- 問こども教育課 Ⅲ(57)4182

不動産無料相談会のお知らせ (偶数月第2火曜日開催)

- ■2月13日(火)9時~12時の計4回(各40分)
- **励**役場本館2階大会議室
- め町内在住者または町内の不動産所有者
- **元**先着 4 組(各回 1 組)※事前予約制
- 【相談員】栃木県宅地建物取引業協会県南支部理事 問政策課 Ⅲ(57)4178

野木町人材バンク登録者を 募集します!



町民の皆さんが主体となったまちづくりの推進を図 るため、野木町人材バンクの登録者を募集します。登 録された方には、各種審議会の委員や研修会の講師等、 主に役場の内部でご活躍いただきます。皆さんの積極 的な登録をお待ちしています。

【募集期間】随時 【登録資格】18歳以上の町内在住在勤者 【登録方法】所定の応募用紙に記入のうえ、生活環境課 へ提出してください。

- 【その他】応募用紙は生活環境課窓口で受取りまたは 町HPからダウンロードできます。
- ※登録された方が自動的に審議会の委員等に選任される とは限りません。
- ※委員を依頼する場合は、担当部署から委員就任に ついての意向の確認がありますので、その時点で 依頼を断ることもできます。

問生活環境課 Ⅲ(57)4154

野良猫にむやみなエサやりは お控えください

可哀想だから、可愛いからと言って野良猫にえさを あげていませんか。無責任なエサやりにより野良猫が 周りをうろつき始め、フンや庭を荒らす等近隣の皆様 に迷惑をかけている事案が多発しています。

むやみなエサやりはお控えください。エサをあげる なら猫の飼い主として室内で飼うようにしましょう。

□ 問生活環境課 (57)4131